

下記のとおり事後審査型一般競争入札【特別簡易型総合評価落札方式】（電子入札）を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年8月21日

みよし市長 小 山 祐

1 案件に関する事項			
(1) 案件番号	第717号		
(2) 工事名(路線等の名称)	三好公園整備工事（週休2日）		
(3) 工事場所	みよし市天王台地内		
(4) 業種	土木工事業		
(5) 工期末	令和8年3月27日		
(6) 工事概要	敷地造成工 一式 擁壁工 一式 園路広場整備工 一式 遊戯施設整備工 一式 管理施設整備工 一式 建築施設組立設置工 一式		
(7) 予定価格	事後公表		
(8) 工事担当課	公園緑地課		
2 入札参加資格			
(1) 地域要件	みよし市内本店 又は みよし市内支店		
(2) 登録業種要件	土木工事業		
(3) 評定値	土木工事 700点以上（最新）		
(4) 配置予定技術者	業種区分に対応する主任（監理）技術者を、建設業法に従い配置できること		
(5) 市内営業年数要件	本市での営業年数5年以上		
(6) 施工実績要件	令和2年4月1日以降に引渡しした官公庁発注の土木一式工事を元請として施工した実績を1件以上有すること		
(7) その他参加資格要件	—		
3 入札（契約）条件			
(1) 前払金	有	(2) 低入札調査	有
(3) 最低制限価格	無	(4) 契約書	要
(5) 入札保証金	免除	(6) 契約保証金	契約金額が500万円以上の場合には要
(7) 建設リサイクル法	該当	(8) 週休2日	対象
(9) 特定公契約	—		
(10) その他入札(契約)条件	—		
4 入札手続等			
(1) 契約種別	工事		
(2) 入札方法	事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式） ※評価方法は「特別簡易型総合評価落札方式に関する事項」による。		
(3) 入札種別	電子入札		
(4) 参加申請期間	令和7年8月21日午前8時から 令和8年9月11日正午まで		
(5) 参加申請添付書類	一般競争入札参加資格確認申請書【工事用様式：電子入札用】 ※ファイル名に社名を加えて添付		
(6) 質疑期限	令和7年9月9日正午まで		
(7) 入札期間	令和7年9月16日午前8時から 令和7年9月17日午後5時まで		
(8) 入札添付書類	ア 工事費内訳書 ※ファイル名に社名を加えて添付 イ 電子契約利用申出書 ※電子契約を希望する場合のみ記入 ※上記ア、イは同一ファイル内に様式あり		
(9) 開札日時・場所	令和7年9月18日 みよし市役所庁舎5階 総務課 午前9時00分 から案件番号順に執行		
(10) 事後審査資料提出方法	開札日当日の午後3時までに 総務課にファクシミリまたはメールで提出		
(11) その他事項	「特別簡易型総合評価審査申請書」及び申請書の内容を確認できる資料を参加申請期限（令和7年9月12日正午）までに総務課メールアドレス（keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp）にデータで提出してください。		

※公告の詳細については「みよし市事後審査型一般競争入札における公告説明書（工事／電子入札）」を確認してください。

特別簡易型総合評価落札方式に関する事項

工事名（路線等の名称）	三好公園整備工事（週休2日）
-------------	----------------

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料（総合評価審査申請書）により(2)の項目を評価して加算点を計算します。
評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 \quad \dots \textcircled{1}$$

ただし、入札価格がみよし市低入札価調査要領第4条により定められた低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて基準価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{基準価格}} \times 1,000,000 \quad \dots \textcircled{2}$$

資格要件を満たしている場合に、①式、②式ともに標準点100点を付与します。
入札参加者の技術資料（総合評価審査申請書）により評価し、加算点は最大31点とします。

各評価項目について下記評価基準に基づき加点します。

(2) 特別簡易型における評価項目

(A) 企業の技術力に関する事項（配点 8点）

評 価 項 目	評 価 基 準	加 算 点
①同種工事の施工実績 (企業の過去5年間(令和2年度から令和6年度)に引渡しした官公庁発注の同種工事(*1)の施工実績件数)	同種工事の実績3件以上	3 点
	同種工事の実績2件	2 点
	同種工事の実績1件	1 点
	同種工事の実績なし	0 点
②公園工事における土木一式工事の工事成績 (企業の過去3年間(令和4年度から令和6年度)に引渡ししたみよし市発注の公園工事における土木一式工事の工事成績の各年度における最上位成績(同一業種)の平均点(*2))	81点以上	4 点
	79点以上81点未満	3 点
	77点以上79点未満	2 点
	75点以上77点未満	1 点
	75点未満	0 点
③ISO9001取得の有無	あり	1 点
	なし	0 点

(*1) 官公庁発注の同種工事：

元請としておこなった官公庁（みよし市、国、愛知県又は愛知県内のその他の地方公共団体に限る。）発注の公園工事における土木一式工事のうち、契約金額が30,000,000円以上の規模のもの。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上の工事に限るものとします。）

(*2) みよし市発注の公園工事における土木一式工事の工事成績の各年度における最上位成績の平均点：

施工実績のない年については74点とし、平均を計算してください。（例：令和4年度78点、令和5年度施工実績なし、令和6年度76点の場合、 $(78+74+76)/3=76$ 点）

元請としておこなったみよし市発注の公園工事における土木一式工事の施工実績が過去3年間ない場合は、「75点未満」とみなし、加算点を0点とします。

(B) 配置予定技術者の能力に関する事項（配点 9点）

評 価 項 目	評 価 基 準	加 算 点
①同種工事の施工実績(*3) (配置予定技術者の過去5年間(令和2年度から令和6年度)に引渡しした官公庁発注の同種工事(*4)の施工実績件数)	同種工事の実績3件以上	3 点
	同種工事の実績2件	2 点
	同種工事の実績1件	1 点
	同種工事の実績なし	0 点
②公園工事における土木一式工事の工事成績(*5) (配置予定技術者の過去3年間(令和4年度から令和6年度)に引渡ししたみよし市発注の公園工事における土木一式工事の工事成績のうち最高点(*6))	81点以上	4 点
	79点以上81点未満	3 点
	77点以上79点未満	2 点
	75点以上77点未満	1 点
	75点未満	0 点
③保有資格(配置技術者の保有する資格)	1級土木施工管理技士	2 点
	2級土木施工管理技士	1 点
	上記以外	0 点

(*3) 同種工事の施工実績：

担当した役職が、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のいずれかの実績に限りします。なお、工事の途中で交代があった場合は、コリンズの変更届等により従事した経験が確認できる場合に限りします。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

(*4) 官公庁発注の同種工事：

元請としておこなった官公庁（みよし市、国、愛知県又は愛知県内のその他の地方公共団体に限る。）発注の公園工事における土木一式工事のうち、契約金額が20,000,000円以上の規模のもの。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上の工事に限るものとします。）

(*5) 公園工事における土木一式工事の工事成績：

担当した役職が、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のいずれかの実績に限りします。なお、工事の途中で交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

(*6) みよし市発注の公園工事における土木一式工事の工事成績のうち最高点：

元請としておこなったみよし市発注の公園工事における土木一式工事の施工実績が過去3年間ない場合は、「75点未満」とみなし、加算点を0点とします。

(C) 地域精通度・地域貢献度に関する事項 (配点14点)

評価項目	評価基準	加算点
①地域内における本店の所在の有無	みよし市内に本店あり	2点
	みよし市内に本店なし	0点
②みよし市発注の工事(*7)の施工実績の有無 (過去5年間(令和2年度から令和6年度)に引渡ししたもの)	実績あり	1点
	実績なし	0点
③「みよし市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動(*8)への参加の有無 (過去5年間(令和2年度から令和6年度)の参加の有無)	あり	2点
	なし	0点
④ボランティア活動実績(*9)の有無 (過去2年間(令和5年度、令和6年度)の活動実績)	みよし市内で実績あり	1点
	みよし市内で実績なし	0点
⑤豊田地区安全運転管理協議会(TAKK)又は愛知県豊田ダンプカー協会への加入(*10)の有無	加入している	1点
	加入していない	0点
⑥ISO14001又はエコアクション21の認証取得(*11)の有無	あり	1点
	なし	0点
⑦愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録(*12)又はみよし市育エールカンパニーの認定(*13)の有無	登録又は認証あり	1点
	登録及び認定なし	0点
⑧あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性の活躍促進宣言の受理(*14)の有無	あいち女性輝きカンパニーの認証	1点
	女性の活躍促進宣言の受理のみ	0.5点
	なし	0点
⑨協力雇用主登録(*15)の有無	登録あり、かつ3か月以上の雇用あり	2点
	登録あり	1点
	登録なし	0点
⑩障がい者雇用(*16)の有無	障がい者雇用状況の報告義務があり、障がい者法定雇用率を達成している、又は、報告義務はないが、障がい者雇用の数が1名以上いる	2点
	上記以外	0点

(*7) みよし市発注の工事：

元請としておこなったみよし市発注の工事（業種等は問いません）のうち、契約金額が5,000,000円以上の規模のもの。過去5年間で1件以上実績がある場合に加点します。

(*8) 「みよし市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動：

この協定は市とみよし市商工会が締結している協定で、協定に基づく活動としては、有事の際の生活必需品及び車両等の供給協力、市の水防訓練への参加等の活動となります。過去5年間で1件以上参加している場合に加点します。

(*9) ボランティア活動実績：

会社として取組んでいる無償の企業活動で、定義は社会貢献としておこなった労働奉仕とし、各年度で1件以上活動実績がある場合に加点します。なお、地元行政区長等の押印をもって実績とします。

【ボランティア活動に含まれないものの例】

- ・工事施工に際しての地域サービス
- ・「市と災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定」に基づく活動(水防訓練への参加)
- ・寄付(募金・物品)行為、資機材貸与、贈与等

(活動実績とその状況が確認できるもの(書面と写真等)を提出してください。)

(*10) 豊田地区安全運転管理協議会(TAKK)、愛知県豊田ダンプカー協会への加入：

安全運転管理に関する広報啓発や研修指導等を行っている団体です。加入することによって交通安全に対する意識が高まり、市内の交通事故の軽減にもつながることから、加入している場合に評価します。

(*11) ISO14001又はエコアクション21の認証取得：

環境への取り組みとして、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合に評価します。認証を証明する書類の写しを提出してください。

(*12) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録：

入札参加申請時に、愛知県ファミリー・フレンドリー企業（愛知県がワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取り組みを広く紹介するため登録する制度）として愛知県に登録がある場合に評価します。登録証の写しを提出してください。

(*13) みよし市育エールカンパニーの認定：

入札参加申請時に、みよし市育エールカンパニー（みよし市が子育て支援に関する取り組みを積極的に行っている事業所を「みよし市育エールカンパニー」として認定する制度）としてみよし市が認定している場合に評価します。認定証の写しを提出してください。

(*14) あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性の活躍促進宣言の受理：

男女共同参画社会の実現への取り組みとして、入札参加申請時に、あいち女性輝きカンパニーの認証がある、又は女性の活躍促進宣言を受理されている場合に評価します。あいち女性輝きカンパニーの認証がある場合は認証書を、女性の活躍促進宣言の受理のみの場合は受理証明書を提出してください。

(*15) 協力雇用主登録：

入札参加申請時に、協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者を、その事情を理解したうえで雇用し、改善公正に協力する民間の事業主）として名古屋保護観察所に登録がある場合、また、保護観察対象者等（更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は第85条及び86条に規定する更生緊急保護の申出があった者の）の雇用の実績がある場合に評価します。登録の有無については、みよし市が保護観察所に登録状況を確認しますので、添付書類は不要です。雇用の実績については、名古屋保護観察所が証明した、以下の要件をすべて満たす「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」の写しを添付してください。

●保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が申請日時点で連続して3箇月以上あること。

●保護観察所の証明日が公告日前1年以内であること。

(※16) 障がい者雇用：

障がい者の雇用の促進等に関する法律、同施行令同施行規則の関係規定により定められた、法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数以上の労働者を雇用している事業主に対して、障がい者の雇用状況の報告が義務付けられています。報告義務があり法定雇用率を達成している場合は、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障がい者雇用状況の報告書」の写しを提出してください。

報告義務のない事業主の場合は、障がい者雇用の数が1名以上であれば評価します。その人の雇用が確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しと、障がい者手帳の写しを提出してください。

注意 1）入札金額が、予定価格を上回った場合は評価対象外とし、評価を行いません。

**注意 2）各評価項目ごとに、確認できる資料を必ず添付して下さい。
（本市成績データと整合確認を行います。）**